

令和 8 年度 水質検査計画(案)



滝呂台配水池 令和 3 年 2 月完成

令和 8 年 3 月

多治見市水道部

はじめに

多治見市では、安全な水道水を給水するために給水区域内の代表的なじゃ口での水質管理を行っています。水質検査は水道水が水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠で重要な業務です。

水質検査計画は、適切な水質管理を行うため、水源からじゃ口までの水質検査箇所・頻度・項目及び臨時の水質検査等に関する事項を定めたものです。

水道法施行規則では、水道事業体の状況（地域性、水源の種別、浄水施設、送配水施設における水質状況等）に応じて合理的に検査項目、検査頻度を定め実施することとされています。

目次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	水源からじゃ口に至るまでの水質状況	2
4	定期の水質検査	3
5	臨時の水質検査	19
6	水質検査方法	19
7	水質検査の公表	19
8	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	19
9	水質検査の精度及び信頼性確保	20
10	関係機関との連携	20

1 基本方針

(1) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている項目（毎日検査項目及び水質基準項目）と水質管理上必要な項目（水質管理目標設定項目）について水質検査を行っています。

※水質管理目標設定項目とは、水質基準には至らないが、水道水で検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき物質（項目）として位置づけられています。

(2) 検査地点

給水区域内を代表するじゃ口（給水栓水）について検査を行います。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、じゃ口で毎日行います。

水質基準項目の検査は、水道法及び本市の過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

水質管理目標設定項目の検査は、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

2 水道事業の概要

多治見市の水道は、岐阜県東部広域水道事務所の中津川浄水場、川合浄水場より全量を受水しています。中津川浄水場で作られた水は、虎溪山受水池、元町受水池、滝呂受水池、笠原受水池、小名田調整・配水池で、川合浄水場で作られた水は小名田調整・配水池で受水し、お客さまへ給水を行っています。

また、水道水を給水するための 19 箇所の配水池（23 池）、1 箇所の配水場及び 7 箇所のポンプ場を管理しています。

給水状況（令和 6 年度 3 月現在）

給水区域	86.40 k m ² (行政区域 91.24 k m ²)
給水人口	104,316 人
普及率	99.94%
年間総配水量	12,789,072 m ³
1 日最大配水量	37,824 m ³
1 日平均配水量	35,039 m ³

水道施設の概要

受水系	配水池・配水場	ポンプ場
虎溪山	虎溪山第1・第2配水池 富士見配水池、高田配水池	旭ヶ丘緊急時送水ポンプ場 富士見ポンプ場 高田ポンプ場
元町	元町配水池	
滝呂	滝呂第1配水池、市之倉第1・第2配水池 滝呂第2配水池、滝呂台配水池 脇之島第1・第2配水池、大畑配水池	市之倉ポンプ場 滝呂台送水ポンプ場 脇之島ポンプ場
小名田	小名田調整配水池（岐阜県、可児市と合同管理） 小名田北配水場、小名田東配水池 小名田西配水池、旭ヶ丘第1配水池、旭ヶ丘第2配水池 北小木配水池、高根配水池	北小木ポンプ場
笠原	笠原高区配水池、笠原低区第1・第2配水池	

岐阜県東部広域水道事務所は、木曽川の表流水を水源とし、落合取水場（中津川市）と川合取水場（可児市）で水を取り入れています。落合取水場で取り入れた水は、中津川浄水場へ、川合取水場で取り入れた水は、川合浄水場へ送られます。

浄水施設の概要（岐阜県東部広域水道事務所）

浄水場の名称	中津川浄水場	川合浄水場
水源	木曽川、表流水	木曽川、表流水
浄水方法	凝集沈でん・急速ろ過・塩素消毒	凝集沈でん・急速ろ過・塩素消毒

3 水源からじゃ口に至るまでの水質状況

(1) 水源から浄水場までの水質状況

木曽川の水質は、水源地域での環境保全、流域の水質保全によって良好な水質に保たれています。

多治見市の水道は、岐阜県東部広域水道事務所から全量受水していますので、原水、浄水水質については、岐阜県東部広域水道事務所にて検査されています。

※岐阜県東部広域水道事務所の「水質検査計画」及び水質検査結果については、岐阜県水道事業のホームページに掲載されています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/suido/77512.html>

(2) じゃ口（給水栓水）の水質状況

水道水は、すべての検査地点において水質基準をみたしており、安全で良質な水をお届けしています。

4 定期の水質検査

検査地点（別図1参照）

(1) じゃ口（給水栓水）

給水する水が水道法に定める基準に適合しているか確認するため、受水系統ごとに代表するじゃ口9箇所で行います。

定期検査項目（水質基準項目・水質管理目標項目）

① 諏訪公民館	（諏訪町北ノ洞 99）	〔虎溪山受水池系 富士見配水区〕
② 生田公園	（東町 3-15）	〔元町受水池系 元町配水区〕
③ 市之倉下水処理場	（市之倉町 13-260-3）	〔滝呂受水池系 市之倉配水区〕
④ 安土桃山陶磁の里	（東町 1-9）	〔滝呂受水池系 滝呂北配水区〕
⑤ 脇之島北第5公園	（脇之島町 5-7-24）	〔滝呂受水池系 脇之島配水区〕
⑥ 虎溪公園	（弁天町 3-40-1）	〔小名田受水池系 旭ヶ丘南配水区〕
⑦ 喜多町西遺跡公園	（喜多町 7-64）	〔小名田受水池系 高根西配水区〕
⑧ 北小木水質監視所	（北小木町 462-1）	〔小名田受水池系 北小木配水区〕
⑨ 笠原下水処理場	（笠原町 4614-1）	〔笠原受水池系 笠原低区配水区〕

毎日検査項目

毎日検査項目は定期検査項目採水地点付近のお客さま宅のじゃ口 8 箇所と自動測定装置 1 箇所で行っています。

(2) 浄水場（岐阜県東部広域水道事務所）

浄水処理が適正に行われていることを確認するため、浄水場の入口（原水）から出口（浄水）までの各浄水処理工程水の検査が実施されています。

(3) 水源（岐阜県東部広域水道事務所）

水源となる河川及びダムの水質状況を把握するため、木曽川の各浄水場の取水地点、上流域の本支川及び水源ダム（牧尾ダム、阿木川ダム及び味噌川ダム）の検査が実施されています。

別図 1：検査地点



水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質基準が適用されるじゃ口における水質検査項目と検査頻度

・水質検査項目

多治見市では、定期の水質検査として、法令に基づく検査表（１）の水質基準項目（52 項目）の水質検査を行います。また、毎日検査として、法令に基づく水質検査表（２）の１日１回以上行う水質検査項目（3 項目）についても検査を行います。

・検査頻度

法令に基づく水質検査表（１）のうち 1、2、39、43～44、47～52 については、毎月 1 回検査を行います。3～38、40～42、45～46 については 3 ヶ月に 1 回検査を行います。ただし、水道法施行規則第十五条第三号ハによりその濃度が過去 3 年間、基準値の 1/10 以下の場合に 3 年に 1 回、基準値の 1/5 以下の場合に 1 年に 1 回まで検査頻度を緩和できる項目、水道法施行規則第十五条第 1 項第四号イ及び同号ロにより省略できる項目については、年 1 回の検査を行います。

法令に基づく水質検査表（２）の色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）については 1 日 1 回検査を行います。

(2) 水質管理目標設定項目と検査頻度

・水質検査項目

独自に行う水質検査表（１）の水質管理目標設定項目（厚生労働省が定めた全 25 項目）のうち、本市は全量受水であることから受水後に変化する可能性のある 5 項目について、水道水質管理上留意すべきものとして検査を行います。

・検査頻度

独自に行う水質検査表（１）の水質検査は、年 1 回検査を行います。

法令に基づく水質検査表

(1) 水質基準項目 (52項目)

No.	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	法定の検査頻度	分類
1	一般細菌	100個/ml	月1回	病原性物による 汚染の指標
2	大腸菌	不検出		
3	カドミウム及びその化合物	0.003	3箇月に1回	無機物 重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005		
5	セレン及びその化合物	0.01		
6	鉛及びその化合物	0.01		
7	ヒ素及びその化合物	0.01		
8	六価クロム化合物	0.02		
9	亜硝酸性態窒素	0.04		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		
12	フッ素及びその化合物	0.8		
13	ホウ素及びその化合物	1.0		
14	四塩化炭素	0.002		一般有機物
15	1・4-ジオキサン	0.05		
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04		
17	ジクロロメタン	0.02		
18	テトラクロロエチレン	0.01		
19	トリクロロエチレン	0.01		
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)	0.00005		消毒副生成物
21	ベンゼン	0.01		
22	塩素酸	0.6		
23	クロロ酢酸	0.02		
24	クロロホルム	0.06		
25	ジクロロ酢酸	0.03		
26	ジブロモクロロメタン	0.1		
27	臭素酸	0.01		
28	総トリハロメタン	0.1		
29	トリクロロ酢酸	0.03		
30	ブロモジクロロメタン	0.03		
31	ブロモホルム	0.09		
32	ホルムアルデヒド	0.08		
33	亜鉛及びその化合物	1.0		着色
34	アルミニウム及びその化合物	0.2		
35	鉄及びその化合物	0.3	味	着色
36	銅及びその化合物	1.0		
37	ナトリウム及びその化合物	200	月1回	味
38	マンガン及びその化合物	0.05		
39	塩化物イオン	200	3箇月に1回	発泡
40	カルシウム、マグネシウム等	300		
41	蒸発残留物	500	月1回	かび臭
42	陰イオン界面活性剤	0.2		
43	ジェオスミン	0.00001	3箇月に1回	発泡 臭気
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001		
45	非イオン界面活性剤	0.02	月1回	基礎的性状
46	フェノール類	0.005		
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3		
48	pH値	5.8-8.6		
49	味	異常でない		
50	臭気	異常でない		
51	色度	5度		
52	濁度	2度		

法令に基づく水質検査表

(2) 1日1回以上行う水質検査(3項目)

No.	水質基準項目	評価	検査頻度
1	色	異常でない	365回
2	濁り	異常でない	365回
3	消毒残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365回

独自に行う水質検査表

(1) 水質管理目標設定項目（5項目）

No.	水質管理目標設定項目	基準値 (mg/L) (P：暫定)	検査頻度	設定理由
1	アンチモン及びその化合物	0.02	-	※2
2	ウラン及びその化合物	0.002 (P)	-	※2
3	ニッケル及びその化合物	0.02	1回/年	
4	削除	-	-	※1
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	-	※2
6	削除	-	-	※1
7	削除	-	-	※1
8	トルエン	0.4	-	※2
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	-	※2
10	亜塩素酸	0.6	1回/年	
11	削除	-	-	※1
12	二酸化塩素	0.6	-	※3
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 (P)	1回/年	
14	抱水クロラール	0.02 (P)	1回/年	
15	農薬類（注）	1	-	※2
16	残留塩素	1	-	※4
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10-100	-	※5
18	マンガン及びその化合物	0.01	-	※5
19	遊離炭酸	20	-	※2
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	-	※2
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	-	※2
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3	-	※6
23	臭気強度（TON）	3	-	※7
24	蒸発残留物	30-200	-	※4
25	濁度	1	-	※4
26	pH値	7.5	-	※4
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1	-	※2
28	従属栄養細菌	2000以下 (P)	1回/年	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	※2
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	-	※4
31	削除	-	-	※1

備考 ※1：水質管理目標設定項目から削除された項目です。

※2：給水過程で濃度が上昇（変化）しない項目のため検査は省略します。

※3：浄水処理過程において二酸化塩素を使用していないため検査は省略します。

※4：残留塩素は水質基準項目検査時に実施します。

※5：水質基準項目と重複した項目であるため定期水質検査で実施します。

※6：水質基準項目の「有機物」の検査をおこなっているため、「有機物等」は検査を行いません。

※7：水質基準項目の「臭気」の検査をおこなっているため、「臭気強度」は検査を行いません。

水質基準の項目と検査頻度

採水場所①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

No.	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物					○							
7	ヒ素及びその化合物					○							
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸性態窒素					○							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物					○							
13	ホウ素及びその化合物					○							
14	四塩化炭素					○							
15	1・4-ジオキサン					○							
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)					○							
21	ベンゼン					○							
22	塩素酸		○			○			○			○	
23	クロロ酢酸		○			○			○			○	
24	クロロホルム		○			○			○			○	
25	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
26	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○	
27	臭素酸		○			○			○			○	
28	総トリハロメタン		○			○			○			○	
29	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
30	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○	
31	ブロモホルム		○			○			○			○	
32	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
33	亜鉛及びその化合物					○							
34	アルミニウム及びその化合物					○							
35	鉄及びその化合物					○							
36	銅及びその化合物					○							
37	ナトリウム及びその化合物					○							
38	マンガン及びその化合物					○							
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	カルシウム、マグネシウム等					○							
41	蒸発残留物					○							
42	陰イオン界面活性剤					○							
43	ジェオスミン					○							
44	2-メチルイソボルネオール					○							
45	非イオン界面活性剤					○							
46	フェノール類					○							
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
53	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
目3	ニッケル及びその化合物					○							
目10	亜塩素酸					○							
目13	ジクロロアセトニトリル					○							
目14	抱水クロラール					○							
目28	従属栄養細菌					○							

水質基準項目検査一覧表

採水の場所 ① 諏訪公民館 (諏訪町北ノ洞99) [虎溪山受水池系 富士見配水区]

No.	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去3年間最高値 (mg/ℓ)	法定 検査回数	検査 回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml	0	12	12	省略不可項目
2	大腸菌	不検出	検出されず	12	12	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	4	1	過去の検査結果により省略
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	4	1	過去の検査結果により省略
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	4	1	過去の検査結果により省略
9	亜硝酸性態窒素	0.04	0.004未満	4	1	過去の検査結果により省略
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.14	4	1	過去の検査結果により省略
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.1	4	1	過去の検査結果により省略
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
15	1・4-ジオキサン	0.05	0.005未満	4	1	過去の検査結果により省略
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)	0.00005	0.000005未満	4	1	全量受水かつ配水過程で上昇しないことを確認済のため省略
21	ベンゼン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
22	塩素酸	0.6	0.07	4	4	省略不可項目
23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	4	4	省略不可項目
24	クロロホルム	0.06	0.021	4	4	省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	0.03	0.003未満	4	4	省略不可項目
26	ジブromクロロメタン	0.1	0.002	4	4	省略不可項目
27	臭素酸	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
28	縦トリハロメタン	0.1	0.025	4	4	省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	0.03	0.012	4	4	省略不可項目
30	ブromジクロロメタン	0.03	0.03	4	4	省略不可項目
31	ブromホルム	0.09	0.001未満	4	4	省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	4	4	省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.002	4	1	過去の検査結果により省略
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	4	1	過去の検査結果により省略
35	鉄及びその化合物	0.3	0.01未満	4	1	過去の検査結果により省略
36	銅及びその化合物	1.0	0.006	4	1	過去の検査結果により省略
37	ナトリウム及びその化合物	200	4	4	1	過去の検査結果により省略
38	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
39	塩化物イオン	200	6.6	12	12	省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等	300	17	4	1	過去の検査結果により省略
41	蒸発残留物	500	65	4	1	過去の検査結果により省略
42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
43	ジェオスミン	0.00001	0.000002	12	1	浄水受水であるため省略
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	12	1	浄水受水であるため省略
45	非イオン界面活性剤	0.02	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
46	フェノール類	0.005	0.0005未満	4	1	過去の検査結果により省略
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3	0.4	12	12	省略不可項目
48	pH値	5.8-8.6	7.5	12	12	省略不可項目
49	味	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
50	臭気	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
51	色度	5度	0.5未満	12	12	省略不可項目
52	濁度	2度	0.1未満	12	12	省略不可項目

水質基準項目検査一覧表

採水の場所 ② 生田公園 (東町3-15) [元町受水池系 元町配水区]

No.	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去3年間最高値 (mg/ℓ)	法定 検査回数	検査 回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml	0	12	12	省略不可項目
2	大腸菌	不検出	検出されず	12	12	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	4	1	過去の検査結果により省略
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	4	1	過去の検査結果により省略
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	4	1	過去の検査結果により省略
9	亜硝酸性態窒素	0.04	0.004未満	4	1	過去の検査結果により省略
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.13	4	1	過去の検査結果により省略
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	4	1	過去の検査結果により省略
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
15	1・4-ジオキサン	0.05	0.005未満	4	1	過去の検査結果により省略
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)	0.00005	0.000005未満	4	1	全量受水かつ配水過程で上昇しないことを確認済のため省略
21	ベンゼン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
22	塩素酸	0.6	0.06	4	4	省略不可項目
23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	4	4	省略不可項目
24	クロロホルム	0.06	0.021	4	4	省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	0.03	0.004	4	4	省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001	4	4	省略不可項目
27	臭素酸	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
28	縦トリハロメタン	0.1	0.025	4	4	省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	0.03	0.01	4	4	省略不可項目
30	ブロモジクロロメタン	0.03	0.005	4	4	省略不可項目
31	ブロモホルム	0.09	0.001未満	4	4	省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	4	4	省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.005	4	1	過去の検査結果により省略
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.03	4	1	過去の検査結果により省略
35	鉄及びその化合物	0.3	0.01未満	4	1	過去の検査結果により省略
36	銅及びその化合物	1.0	0.022	4	1	過去の検査結果により省略
37	ナトリウム及びその化合物	200	4	4	1	過去の検査結果により省略
38	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
39	塩化物イオン	200	6.6	12	12	省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等	300	17	4	1	過去の検査結果により省略
41	蒸発残留物	500	57	4	1	過去の検査結果により省略
42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
43	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	12	1	浄水受水であるため省略
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	12	1	浄水受水であるため省略
45	非イオン界面活性剤	0.02	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
46	フェノール類	0.005	0.0005未満	4	1	過去の検査結果により省略
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3	0.4	12	12	省略不可項目
48	pH値	5.8-8.6	7.5	12	12	省略不可項目
49	味	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
50	臭気	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
51	色度	5度	0.8	12	12	省略不可項目
52	濁度	2度	0.1未満	12	12	省略不可項目

水質基準項目検査一覧表

採水の場所 ③ 市之倉下水処理場 (市之倉町13-260-3) [滝呂受水池系 市之倉配水区]

No.	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去3年間最高値 (mg/ℓ)	法定 検査回数	検査 回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml	0	12	12	省略不可項目
2	大腸菌	不検出	検出されず	12	12	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	4	1	過去の検査結果により省略
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	4	1	過去の検査結果により省略
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	4	1	過去の検査結果により省略
9	亜硝酸性態窒素	0.04	0.004未満	4	1	過去の検査結果により省略
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.13	4	1	過去の検査結果により省略
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	4	1	過去の検査結果により省略
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
15	1・4-ジオキサン	0.05	0.005未満	4	1	過去の検査結果により省略
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)	0.00005	0.000005未満	4	1	全量受水かつ配水過程で上昇しないことを確認済のため省略
21	ベンゼン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
22	塩素酸	0.6	0.06	4	4	省略不可項目
23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	4	4	省略不可項目
24	クロロホルム	0.06	0.021	4	4	省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	0.03	0.003	4	4	省略不可項目
26	ジブモクロロメタン	0.1	0.002	4	4	省略不可項目
27	臭素酸	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
28	縦トリハロメタン	0.1	0.025	4	4	省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	0.03	0.01	4	4	省略不可項目
30	ブromoジクロロメタン	0.03	0.005	4	4	省略不可項目
31	ブromoホルム	0.09	0.001未満	4	4	省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	4	4	省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.003	4	1	過去の検査結果により省略
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	4	1	過去の検査結果により省略
35	鉄及びその化合物	0.3	0.01未満	4	1	過去の検査結果により省略
36	銅及びその化合物	1.0	0.006	4	1	過去の検査結果により省略
37	ナトリウム及びその化合物	200	39	4	1	過去の検査結果により省略
38	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
39	塩化物イオン	200	6.6	12	12	省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等	300	16	4	1	過去の検査結果により省略
41	蒸発残留物	500	54	4	1	過去の検査結果により省略
42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
43	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	12	1	浄水受水であるため省略
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	12	1	浄水受水であるため省略
45	非イオン界面活性剤	0.02	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
46	フェノール類	0.005	0.0005未満	4	1	過去の検査結果により省略
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3	0.5	12	12	省略不可項目
48	pH値	5.8-8.6	7.5	12	12	省略不可項目
49	味	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
50	臭気	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
51	色度	5度	0.5未満	12	12	省略不可項目
52	濁度	2度	0.1未満	12	12	省略不可項目

水質基準項目検査一覧表

採水の場所 ④ 安土桃山陶磁の里 (東町1-9) [滝呂受水池系 滝呂北配水区]

No.	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去3年間最高値 (mg/ℓ)	法定 検査回数	検査 回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml	0	12	12	省略不可項目
2	大腸菌	不検出	検出されず	12	12	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	4	1	過去の検査結果により省略
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	4	1	過去の検査結果により省略
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	4	1	過去の検査結果により省略
9	亜硝酸性態窒素	0.04	0.004未満	4	1	過去の検査結果により省略
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.13	4	1	過去の検査結果により省略
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	4	1	過去の検査結果により省略
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
15	1・4-ジオキサン	0.05	0.005未満	4	1	過去の検査結果により省略
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)	0.00005	0.000005未満	4	1	全量受水かつ配水過程で上昇しないことを確認済のため省略
21	ベンゼン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
22	塩素酸	0.6	0.06	4	4	省略不可項目
23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	4	4	省略不可項目
24	クロロホルム	0.06	0.02	4	4	省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	0.03	0.004	4	4	省略不可項目
26	ジブromクロロメタン	0.1	0.002	4	4	省略不可項目
27	臭素酸	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
28	総トリハロメタン	0.1	0.024	4	4	省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	0.03	0.011	4	4	省略不可項目
30	ブromジクロロメタン	0.03	0.005	4	4	省略不可項目
31	ブromホルム	0.09	0.001未満	4	4	省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	4	4	省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.002	4	1	過去の検査結果により省略
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	4	1	過去の検査結果により省略
35	鉄及びその化合物	0.3	0.01	4	1	過去の検査結果により省略
36	銅及びその化合物	1.0	0.003	4	1	過去の検査結果により省略
37	ナトリウム及びその化合物	200	4.2	4	1	過去の検査結果により省略
38	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
39	塩化物イオン	200	6.6	12	12	省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等	300	17	4	1	過去の検査結果により省略
41	蒸発残留物	500	51	4	1	過去の検査結果により省略
42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
43	ジェオスミン	0.00001	0.000001	12	1	浄水受水であるため省略
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	12	1	浄水受水であるため省略
45	非イオン界面活性剤	0.02	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
46	フェノール類	0.005	0.0005未満	4	1	過去の検査結果により省略
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3	0.7	12	12	省略不可項目
48	pH値	5.8-8.6	7.5	12	12	省略不可項目
49	味	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
50	臭気	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
51	色度	5度	1.1	12	12	省略不可項目
52	濁度	2度	0.1未満	12	12	省略不可項目

水質基準項目検査一覧表

採水の場所 ⑤ 脇之島第5公園 (脇之島町1-9) [滝呂受水池系 脇之島配水区]

No.	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去3年間最高値 (mg/ℓ)	法定 検査回数	検査 回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml	0	12	12	省略不可項目
2	大腸菌	不検出	検出されず	12	12	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	4	1	過去の検査結果により省略
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	4	1	過去の検査結果により省略
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	4	1	過去の検査結果により省略
9	亜硝酸性態窒素	0.04	0.004未満	4	1	過去の検査結果により省略
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.12	4	1	過去の検査結果により省略
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	4	1	過去の検査結果により省略
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
15	1・4-ジオキサン	0.05	0.005未満	4	1	過去の検査結果により省略
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)	0.00005	0.000005未満	4	1	全量受水かつ配水過程で上昇しないことを確認済のため省略
21	ベンゼン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
22	塩素酸	0.6	0.06	4	4	省略不可項目
23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	4	4	省略不可項目
24	クロロホルム	0.06	0.017	4	4	省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	0.03	0.006	4	4	省略不可項目
26	ジブromクロロメタン	0.1	0.001	4	4	省略不可項目
27	臭素酸	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
28	縦トリハロメタン	0.1	0.02	4	4	省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	0.03	0.011	4	4	省略不可項目
30	ブromジクロロメタン	0.03	0.004	4	4	省略不可項目
31	ブromホルム	0.09	0.001未満	4	4	省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	4	4	省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.001	4	1	過去の検査結果により省略
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	4	1	過去の検査結果により省略
35	鉄及びその化合物	0.3	0.01未満	4	1	過去の検査結果により省略
36	銅及びその化合物	1.0	0.002	4	1	過去の検査結果により省略
37	ナトリウム及びその化合物	200	4	4	1	過去の検査結果により省略
38	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
39	塩化物イオン	200	6.6	12	12	省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等	300	17	4	1	過去の検査結果により省略
41	蒸発残留物	500	53	4	1	過去の検査結果により省略
42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
43	ジェオスミン	0.00001	0.000001	12	1	浄水受水であるため省略
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	12	1	浄水受水であるため省略
45	非イオン界面活性剤	0.02	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
46	フェノール類	0.005	0.0005未満	4	1	過去の検査結果により省略
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3	0.5	12	12	省略不可項目
48	pH値	5.8-8.6	7.4	12	12	省略不可項目
49	味	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
50	臭気	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
51	色度	5度	1.4	12	12	省略不可項目
52	濁度	2度	0.1未満	12	12	省略不可項目

水質基準項目検査一覧表

採水の場所 ⑥ 虎溪公園 (弁天町3-40-1) [小名田受水池系 旭ヶ丘南配水区]

No.	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去3年間最高値 (mg/ℓ)	法定 検査回数	検査 回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml	0	12	12	省略不可項目
2	大腸菌	不検出	検出されず	12	12	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	4	1	過去の検査結果により省略
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	4	1	過去の検査結果により省略
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	4	1	過去の検査結果により省略
9	亜硝酸性態窒素	0.04	0.004未満	4	1	過去の検査結果により省略
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.13	4	1	過去の検査結果により省略
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	4	1	過去の検査結果により省略
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
15	1・4-ジオキサン	0.05	0.005未満	4	1	過去の検査結果により省略
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)	0.00005	0.000005未満	4	1	全量受水かつ配水過程で上昇しないことを確認済のため省略
21	ベンゼン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
22	塩素酸	0.6	0.07	4	4	省略不可項目
23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	4	4	省略不可項目
24	クロロホルム	0.06	0.023	4	4	省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	0.03	0.003未満	4	4	省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002	4	4	省略不可項目
27	臭素酸	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
28	縦トリハロメタン	0.1	0.028	4	4	省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	0.03	0.012	4	4	省略不可項目
30	ブロモジクロロメタン	0.03	0.005	4	4	省略不可項目
31	ブロモホルム	0.09	0.001未満	4	4	省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	4	4	省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.003	4	1	過去の検査結果により省略
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	4	1	過去の検査結果により省略
35	鉄及びその化合物	0.3	0.01	4	1	過去の検査結果により省略
36	銅及びその化合物	1.0	0.004	4	1	過去の検査結果により省略
37	ナトリウム及びその化合物	200	4	4	1	過去の検査結果により省略
38	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
39	塩化物イオン	200	6.8	12	12	省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等	300	18	4	1	過去の検査結果により省略
41	蒸発残留物	500	64	4	1	過去の検査結果により省略
42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
43	ジェオスミン	0.00001	0.000002	12	1	浄水受水であるため省略
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	12	1	浄水受水であるため省略
45	非イオン界面活性剤	0.02	0.003	4	1	過去の検査結果により省略
46	フェノール類	0.005	0.0005未満	4	1	過去の検査結果により省略
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3	0.5	12	12	省略不可項目
48	pH値	5.8-8.6	7.5	12	12	省略不可項目
49	味	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
50	臭気	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
51	色度	5度	0.6	12	12	省略不可項目
52	濁度	2度	0.1未満	12	12	省略不可項目

水質基準項目検査一覧表

採水の場所 ⑦ 喜多町西遺跡公園 (喜多町7-64) [小名田受水池系 高根西配水区]

No.	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去3年間最高値 (mg/ℓ)	法定 検査回数	検査 回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml	0	12	12	省略不可項目
2	大腸菌	不検出	検出されず	12	12	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	4	1	過去の検査結果により省略
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	4	1	過去の検査結果により省略
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	4	1	過去の検査結果により省略
9	亜硝酸性態窒素	0.04	0.004未満	4	1	過去の検査結果により省略
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.13	4	1	過去の検査結果により省略
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	4	1	過去の検査結果により省略
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
15	1・4-ジオキサン	0.05	0.005未満	4	1	過去の検査結果により省略
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)	0.00005	0.000005未満	4	1	全量受水かつ配水過程で上昇しないことを確認済のため省略
21	ベンゼン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
22	塩素酸	0.6	0.07	4	4	省略不可項目
23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	4	4	省略不可項目
24	クロロホルム	0.06	0.019	4	4	省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	0.03	0.004	4	4	省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002	4	4	省略不可項目
27	臭素酸	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
28	縦トリハロメタン	0.1	0.023	4	4	省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	0.03	0.011	4	4	省略不可項目
30	ブロモジクロロメタン	0.03	0.005	4	4	省略不可項目
31	ブロモホルム	0.09	0.001未満	4	4	省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	4	4	省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.001	4	1	過去の検査結果により省略
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	4	1	過去の検査結果により省略
35	鉄及びその化合物	0.3	0.01未満	4	1	過去の検査結果により省略
36	銅及びその化合物	1.0	0.002	4	1	過去の検査結果により省略
37	ナトリウム及びその化合物	200	4.2	4	1	過去の検査結果により省略
38	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
39	塩化物イオン	200	6.7	12	12	省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等	300	17	4	1	過去の検査結果により省略
41	蒸発残留物	500	56	4	1	過去の検査結果により省略
42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
43	ジェオスミン	0.00001	0.000002	12	1	浄水受水であるため省略
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	12	1	浄水受水であるため省略
45	非イオン界面活性剤	0.02	0.003	4	1	過去の検査結果により省略
46	フェノール類	0.005	0.0005未満	4	1	過去の検査結果により省略
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3	0.5	12	12	省略不可項目
48	pH値	5.8-8.6	7.5	12	12	省略不可項目
49	味	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
50	臭気	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
51	色度	5度	0.5未満	12	12	省略不可項目
52	濁度	2度	0.1未満	12	12	省略不可項目

水質基準項目検査一覧表

採水の場所 ⑧ 北小木水質監視所 (北小木町462-1) [小名田受水池系 北小木配水区]

No.	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去3年間最高値 (mg/ℓ)	法定 検査回数	検査 回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml	0	12	12	省略不可項目
2	大腸菌	不検出	検出されず	12	12	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	4	1	過去の検査結果により省略
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	4	1	過去の検査結果により省略
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	4	1	過去の検査結果により省略
9	亜硝酸性態窒素	0.04	0.004未満	4	1	過去の検査結果により省略
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.15	4	1	過去の検査結果により省略
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.08	4	1	過去の検査結果により省略
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
15	1・4-ジオキサン	0.05	0.005未満	4	1	過去の検査結果により省略
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)	0.00005	0.000005未満	4	1	全量受水かつ配水過程で上昇しないことを確認済のため省略
21	ベンゼン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
22	塩素酸	0.6	0.12	4	4	省略不可項目
23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	4	4	省略不可項目
24	クロロホルム	0.06	0.025	4	4	省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	0.03	0.003	4	4	省略不可項目
26	ジブモクロロメタン	0.1	0.002	4	4	省略不可項目
27	臭素酸	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
28	縦トリハロメタン	0.1	0.03	4	4	省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	0.03	0.012	4	4	省略不可項目
30	ブromoジクロロメタン	0.03	0.006	4	4	省略不可項目
31	ブromoホルム	0.09	0.001未満	4	4	省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	4	4	省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.001	4	1	過去の検査結果により省略
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	4	1	過去の検査結果により省略
35	鉄及びその化合物	0.3	0.01	4	1	過去の検査結果により省略
36	銅及びその化合物	1.0	0.002	4	1	過去の検査結果により省略
37	ナトリウム及びその化合物	200	39	4	1	過去の検査結果により省略
38	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
39	塩化物イオン	200	6.7	12	12	省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等	300	18	4	1	過去の検査結果により省略
41	蒸発残留物	500	52	4	1	過去の検査結果により省略
42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
43	ジェオスミン	0.00001	0.000002	12	1	浄水受水であるため省略
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	12	1	浄水受水であるため省略
45	非イオン界面活性剤	0.02	0.003	4	1	過去の検査結果により省略
46	フェノール類	0.005	0.0005未満	4	1	過去の検査結果により省略
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3	0.5	12	12	省略不可項目
48	pH値	5.8-8.6	8.1	12	12	省略不可項目
49	味	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
50	臭気	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
51	色度	5度	0.8	12	12	省略不可項目
52	濁度	2度	0.1	12	12	省略不可項目

水質基準項目検査一覧表

採水場所 ⑨ 笠原下水処理場 (笠原町4614-1) [笠原受水池系 笠原低区配水区]

No.	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去3年間最高値 (mg/ℓ)	法定 検査回数	検査 回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml	0	12	12	省略不可項目
2	大腸菌	不検出	検出されず	12	12	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	4	1	過去の検査結果により省略
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	4	1	過去の検査結果により省略
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	4	1	過去の検査結果により省略
9	亜硝酸性態窒素	0.04	0.004未満	4	1	過去の検査結果により省略
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.13	4	1	過去の検査結果により省略
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	4	1	過去の検査結果により省略
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
15	1・4-ジオキサン	0.05	0.005未満	4	1	過去の検査結果により省略
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)	0.00005	0.000005未満	4	1	全量受水かつ配水過程で上昇しないことを確認済のため省略
21	ベンゼン	0.01	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
22	塩素酸	0.6	0.06	4	4	省略不可項目
23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	4	4	省略不可項目
24	クロロホルム	0.06	0.019	4	4	省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	0.03	0.003	4	4	省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001	4	4	省略不可項目
27	臭素酸	0.01	0.001未満	4	4	省略不可項目
28	縦トリハロメタン	0.1	0.023	4	4	省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	0.03	0.011	4	4	省略不可項目
30	ブロモジクロロメタン	0.03	0.004	4	4	省略不可項目
31	ブロモホルム	0.09	0.001未満	4	4	省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	4	4	省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.002	4	1	過去の検査結果により省略
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	4	1	過去の検査結果により省略
35	鉄及びその化合物	0.3	0.01	4	1	過去の検査結果により省略
36	銅及びその化合物	1.0	0.003	4	1	過去の検査結果により省略
37	ナトリウム及びその化合物	200	4.2	4	1	過去の検査結果により省略
38	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	4	1	過去の検査結果により省略
39	塩化物イオン	200	6.6	12	12	省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等	300	17	4	1	過去の検査結果により省略
41	蒸発残留物	500	53	4	1	過去の検査結果により省略
42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	4	1	過去の検査結果により省略
43	ジェオスミン	0.00001	0.000001	12	1	浄水受水であるため省略
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	12	1	浄水受水であるため省略
45	非イオン界面活性剤	0.02	0.0002未満	4	1	過去の検査結果により省略
46	フェノール類	0.005	0.0005未満	4	1	過去の検査結果により省略
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3	0.5	12	12	省略不可項目
48	pH値	5.8-8.6	7.5	12	12	省略不可項目
49	味	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
50	臭気	異常でない	異常なし	12	12	省略不可項目
51	色度	5度	0.6	12	12	省略不可項目
52	濁度	2度	0.1未満	12	12	省略不可項目

5 臨時の水質検査

以下のような状況により、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合に配水管及びじゃ口などから採水し、臨時の水質検査を実地します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 浄水過程に異常があったとき
- (4) 市内で消化器系感染症が流行したとき
- (5) 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) 水道施設の新築等、特に必要があると認められたとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実地し、水質異常が収束し、じゃ口の水の安全性が確認されるまで行います。

検査項目については、基本的に一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目で実施します。その他の項目については異常等の状況により必要な項目を実施します。

6 水質検査方法

多治見市では、水質試験を行う施設を保有していないため、水道法第20条に基づく「厚生労働省登録検査機関」の内、国の外部精度管理調査の結果が「適正」評価であり、かつ水道GLP認定機関である検査機関に水質検査を委託し、安心して利用できる水道水の供給に努めています。

7 水質検査の公表

水質検査計画に基づいて水質検査を行い、その結果は、ホームページで速やかに公表します。また、水質検査計画は、毎年度作成し、ホームページにて公表します。

8 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水全てについて満たされる必要があります。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

水質検査計画は、水質検査計画による水質検査の結果と岐阜県東部広域水道事務所の検査結果を考慮して作成します。

また、お客さまのご意見をいただきながら、毎年よりよい水質管理を行うため見直しを行います。

9 水質検査の精度及び信頼性確保

水質検査委託機関の選定にあたりましては、水道水質検査結果優良試験所規範（水道G L P）認定水質検査機関とします。また、水質検査結果の根拠となる書類（採水運搬方法、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書）等の提出により委託した水質検査の実施状況を確認します。

10 関係機関との連携

多治見市では岐阜県東部広域水道事務所から浄水を受水しているため、これら関係機関と連絡を密にし、水質異常に即応できるよう体制を整えています。

岐阜県及び厚生労働省が実施する水質に関する調査等への協力をするとともに、水質に関する情報の収集を図り、安全で安定した水道水の供給に努めます。

【お問い合わせ先】

多治見市役所 建設水道部 上下水道施設課

〒507-0042 多治見市前畑町5丁目330番地

TEL：0572-23-3482

FAX：0572-24-0623

Eメールアドレス：j-shisetsu@city.tajimi.lg.jp